

蕨第51005号

令和5年10月 5日

蕨市国民健康保険運営協議会

会長 植田 富美子 様

蕨市長 頼 高 英 雄

蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて（諮問）

国民健康保険の運営においては、平成30年度から都道府県単位化となり、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、財政の健全化に向けた適正な保険税率等の設定や収納率の向上、医療費適正化に取り組むこととしております。

つきましては、蕨市国民健康保険条例第3条及び蕨市国民健康保険に関する規則第2条の規定に基づき、下記のことについて、貴協議会の意見を求めます。

記

蕨市国民健康保険税の税率について